

電気自動車等導入企業支援事業補助金募集要領

1. 目的

この補助金は、県内で電気自動車（以下「EV」という。）、プラグインハイブリッド車（以下「PHV」という。）、充電設備、充放電設備（以下「V2H」という。）を自家用として導入する企業に対して、購入経費の一部を補助するものである。

2. 補助対象事業

補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内へEV、PHV、充電設備、V2Hを自家用として導入する事業とする。

3. 補助対象者

この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に引き続いて1年以上事業所等を有する法人(国、地方公共団体、独立行政法人等を除く)のうち、電気自動車等導入企業支援事業補助金対象車両の災害時等における支援登録制度要領の内容を理解し、同意書を提出する者
- (2) (1)に対してリース契約した事業者

4. 補助対象となるEV、PHV、充電設備、V2H

(1) 補助対象となるEV、PHV

- ア 令和4年7月6日から令和5年2月28日までの間に初度登録された自動車(中古の輸入車の初度登録を除く)であること。
- イ 別表1に含まれる銘柄であること。
- ウ 専ら自家用に供し、県内を拠点として使用すること。(自動車検査証における「使用の本拠の位置」が県内にて登録されること)
- エ リース事業者が補助対象となる場合、この事業による補助金相当額をEV、PHVの使用者が負担するリース料に充当すること。
- オ 自動車販売業者が、車両の販売促進活動(展示、試乗等)に使用する車両でないこと。

(2) 補助対象となる充電設備、V2H

- キ 保証書の保証開始日が、令和4年7月6日から令和5年2月28日までの期間内にある充電設備、V2Hであること。
- ク 別表1に含まれる銘柄であること。
- ケ 充電設備、V2Hの設置位置は、補助対象となるEV、PHVの「使用の本拠の位置」であること。
- コ 充電設備、V2Hの補助金を申請する場合は、必ずEV、PHVの申請と同時に行うこと。(EV、PHVのみの申請はできるが、充電設備、V2Hのみの申請はできない)

5. 補助金額等

(1) EV、PHVの補助額

別表1にある補助額

(2) 充電設備、V2Hの補助額

別表1の各銘柄に対して購入価格(税抜)の1/4、または別表1にある補助上限額のいずれか低い額

6. 募集期間

令和4年7月22日（金）～令和5年2月28日（火）12：00（必着）

※補助金については、先着順となる。

予算額に達した時点で締め切る。

7. 応募方法等

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。

- ア 交付申請兼実績報告書（様式第1号）
- イ 補助金交付（概算払）請求書（様式第2号）※県の交付決定通知書受領後
- ウ 自動車購入に係る請求書または注文書等（自動車の本体価格（税抜）及び車名・グレード・型式が確認できるもの）《写し》
- エ 購入自動車の代金支払いに係る領収書《写し》
- オ 自動車検査証《写し》
- カ 商業登録簿の全部事項証明書《原本》
- キ リース契約書《写し》※リース契約の場合
- ク 貸与料金の算定根拠明細書（様式第3号）※リース契約の場合
- ケ 県税の納税状況の確認に関する同意書（様式第5号）
- コ 債権・債務者登録申請書
- サ 同意書（様式第6号）

<充電設備、V2Hを併せて申請する場合、以下の書類も添付すること>

- シ 充電設備、V2H購入に係る請求書または注文書等（本体価格（税抜）及び製品名・型式が確認できるもの）《写し》
- ス 充電設備、V2H設置に係る契約書等設置場所を確認できるもの《写し》
- セ 購入した充電設備、V2H代金の支払いに係る領収書《写し》
- ソ 充電設備、V2Hの保証書（保証開始日、保証期間、本体型式、製造番号が確認できるもの）《写し》
- タ 充電設備、V2Hの設置の様子がわかる写真


(2) 提出方法

必要書類一式を持参もしくは郵送すること。

(3) 提出先・問合せ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

安全環境部環境政策課

 0776-20-0302

8. その他

- (1) 本補助金は、経済産業省補助金（クリーンエネルギー自動車導入促進補助金もしくはクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金）と重複して申請可能である。
- (2) 県税の納税状況の確認により滞納が確認されたときは、補助金を交付しない場合がある。